2.判断主体のあり方(総論)

(1)基本的考え方・視点

議論の中間整理(平成16年3月31日公益法人制度改革に関する有識者会議)(抄)

- 3.公益性を取り扱う仕組みのあり方
- (2) 基本的考え方

公益性を取り扱う仕組みのあり方については、上記の視点を踏まえれば、主に以下のような2つの考え方に基づき、異なる類型の仕組みが考えられる。

[考え方A-公益性に相応しい規律の法人の受け皿の仕組みを民法等で規定]

公益性を有するに相応しい、しっかりした規律の法人の受け皿となる仕組みが必要との考え方に基づき、その仕組みを民法や新たな非 営利法人法など税法以外の法律で規定する考え方。

[考え方B-税法以外に公益性を取り扱う仕組みを特に設けない]

税制上の効果の重要性に鑑み、公益性に係る特別の取扱いは税制上の観点から行う考え方。

なお、考え方Aを中心に検討を進めてはどうかとの意見が多かった。また、<u>国等の機関が公益性の判断を行わず、民間機関が行うこととする考え方についても議論したが、公益性に着目して特別の法律的取扱いを国等から受けることとする場合、公益性判断を民間機関に委ねてしまうこと</u>は必ずしも適当ではないのではないかとの意見があった。

考え方Aに基づく判断主体としては、主務官庁制の縦割りの弊害を避ける観点から、公益性を<u>統一的な組織</u>で判断することが適当であり、<u>中立で第三者的な、又は、単一の公的機関</u>を念頭に置きつつ、そのあり方について、さらに検討が必要である。また、考え方Bに基づく判断主体としては課税庁が考えられるが、最終的には、税制の観点から検討されるべき課題である。

(3) 今後の検討課題

公益性を取り扱う仕組みのあり方については、上記の2つの考え方を基に、以下のような、公益性の考え方や、公益性の判断主体、判断要件及び適正運営確保のあり方のほか、公益性に着目した特別の取扱いの効果等を総合的に勘案しつつ、引き続き検討を進める必要がある。

判断主体のあり方

判断主体のあり方については、上記(2)の基本的考え方を基に、公益性の有無を的確に判断するための<u>一定の体制(組織・人員等)</u>の必要性と、<u>行政組織の膨張抑制</u>の要請との調和を図る観点を踏まえ、さらに検討を進める。その際、判断主体の体制の検討に当たっては、<u>民間の考えを適切に反映</u>する視点の必要性についても議論を深める。また、<u>地方における判断主体のあり方</u>についても、引き続き検討する。併せて、公益性判断に伴う不服申立てなど、不利益救済のあり方についても検討を進める。

行政改革大綱(平成12年12月1日閣議決定)(抄)

21 世紀の我が国経済社会を自律的な個人を基礎とした、より自由かつ公正なものとするため、これまでの国・地方を通ずる行政の組織・制度の在り方、行政と国民との関係等を抜本的に見直し、新たな行政システムを構築する必要がある。

このため、21世紀の開始とともに新たな府省体制を確立し、中央省庁等改革の成果をより確実なものとすることとし、21世紀の国・地方を通じた行政の在り方について、1)新たな時代の要請に対応する観点から、内閣機能の強化、省庁の大くくり編成等による総合性、機動性を備えた行政の実現、2)国民の主体性と自己責任を尊重する観点から、民間能力の活用、事後監視型社会への移行等を図ることによる簡素かつ効率的な行政の実現、3)行政情報の公開と国民への説明責任の徹底を図ることによる国民に開かれた透明性の高い行政の実現、4)行政事務の電子化、窓口の利便性の向上等を図ることによる国民本位の質の高い行政サービスの実現、を目指し、今後、平成17年(2005年)までの間を一つの目途として各般の行政改革を集中的・計画的に実施する。

(2)判断主体としての公的機関のあり方について

『法律学小辞典(第4版)』(抄)

委員会: 複数の自然人(委員)から成る合議制の機関。

- 1 国又は地方公共団体におかれる合議制の行政機関。多分に技術的な又は公正中立な政策を実施するために設けられるもので、国には公正取引委員会・国家公安委員会・中央労働委員会等があり、地方公共団体の機関として、人事委員会・公安委員会等がある。諮問的又は調査的な合議制の機関には委員会という名称を用いない。
- 2 (略)
- 行政委員会: アメリカで発達した独立規制委員会をモデルにして、第二次大戦後わが国に導入された合議制の行政庁。占領政策の下で、行政の民主 化を主たる目的としてかなりの数の行政委員会が設けられたが、後に廃止されたものも少なくない。アメリカの連邦通信委員会をモデル にした電波監理委員会が電波監理審議会に改組されたのがその例である。

行政委員会の一般的な特色は以下の点にある。

- イ 国の行政委員会は内閣又は大臣の、地方公共団体の行政委員会は長の所轄の下にあるが、<u>具体的な職権行使については独立性が認められる</u>こと、
- ロ それと密接に関係するが委員の身分が保障されていること、
- 八 準立法的権能〔行政組織法§13、地方自治法§138の4 〕及び準司法的権能を有することである。

行政委員会が設けられる理由は様々であるが、<u>専門技術的知識が要求されること</u>(例:公正取引委員会)、<u>対立する利害の調整を必要とすること</u>(例:労働委員会)、<u>政治的中立性が要求されること</u>(教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会)等が重視されている。 国の行政機関としては、内閣府又は各省の外局として置かれているもののほか、内閣の所轄の下に置かれている人事院がある。地方公共団体に必ず置かなければならない行政委員会については、地方自治法に規定がある〔地方自治法§180の5 ~ 〕。

- 審議会: 国の行政機関である府・省・委員会・庁又は地方公共団体の執行機関に附属する合議制の諮問機関〔内閣府設置法§54、国家行政組織法§8、 地方自治法§138の4〕。行政上の政策立案から具体的行政行為に至るまで、行政作用の各段階で、学識経験者や利害関係人の意見を反映さ せる(略)。
 - 註)審議会等の合議制の諮問機関については、その性格から、以下のように3種類に分けられる(塩野宏『行政法 [第2版] 行政組織法』 P.71~76)。

政策提言型審議会: 調査審議の結果に基づき、一定の政策又は法案等の提言・勧告等を行うもの

例)社会保障審議会、科学技術・学術審議会、衆議院選挙区画定審議会、地方制度調査会等

不服審査型審議会: 行政処分に対する不服審査にあたるもの

例)社会保険審査会、関税等不服審査会、情報公開審査会、電波監理審議会等

事案処理型審議会: 行政立法の制定や公共料金、さらには免許、検定等の個別処分等に際して主務大臣の諮問を受けて審議議決し

たり、紛争処理につき、あっせん、調停、仲裁を行うもの

例)電波監理審議会、運輸審議会、中央建設工事紛争審査会、公認会計士審査会等

委員会の例(国)

安貞玄の内(独立の行政委員会とする趣旨	事務局の組織	調査権限	地方組織	地方の業務
	未伤内台		事物同の組織	问且惟吹	地力組織	
						内容
公正取引委員会	独占禁止法等の執行			事件について必要	委員会は中央のみ。	-
	審判手続、審決等を含	の制度化により、政治的党派性の	事務総局を設置	な調査をするため、	事務総局の地方機	
	む)及び競争政策の推	排除、継続的一貫性を重視した法		強制処分も可能	関として地方事務所	
	進	執行の確保を図る			を設置	
国家公安委員会	警察制度の企画立案や	国民の良識を代表する者が警察	庶務は警察庁	監察に関して、警察	都道府県知事の所	都道府県公
	予算等の事務について	を管理することにより、警察行政	が実施(国家	庁に対する指示も	轄の下に、都道府県	安委員会が
	警察庁を管理	の民主的管理と政治的中立性の	公安委員会に、	可能	公安委員会を設置。	都道府県警
		確保を図る	警察庁を置く」と			察を管理。
			いう構造)			
公害等調整委員	公害紛争についてのあ	公害の紛争の調停、裁定等を行	委員会の下に	関係行政機関に資	都道府県に都道府県	あっせん、調
会	っせん、調停、仲裁及び	い、準司法的機能を有する合議制	事務局を設置。	料の提出の要請が	公害審査会を設置	停、仲裁等を
	裁定 (準司法的手続)等	の機関として、公正・中立で他の		可能。また、他の行	(又は公害審査委員	実施 (裁定は
	を実施。	行政機関から独立した行政委員		政機関等に調査の	候補者名簿を作	実施せず)
	_,,	会として設置。		委託も可能。	成)。庶務は都道府	, ,,,
				24.6 6 7.666	県の公害紛争処理	
					担当課。	
公安審査委員会	破壊的団体の規制に関	公共の安全の確保に寄与するた	委員会の下に	審査のために必要	-	-
	する審査、破壊的団体	めに行う破壊的団体等の規制に		な取調が可能。		
	対する活動制限の処分	関し、適正な審査及び決定を行う	-	O. 1741.375 3.1350		
	等を実施	ため設置。				
人権委員会 (人	人権侵害による被害の	公権力や報道機関による人権侵	委員会に事務	事件の関係者に対	事務局の地方機関と	-
	救済及び予防に関する			する出頭要求、質	して、地方事務所を	
	-				· · · · ·	
, /						
		7 10 20				
権擁護法案により設置予定。未成立)	救済及び予防に関する こと(調査、調停、仲裁、 勧告・公表、訴訟援助、 差止請求訴訟等)	害についても救済対象として収扱うことから、他からの影響を排して独立して職務を行う必要があるため設置。	同を設査。	する出頭要求、質問、文書の提出要求、立入検査・関係者に対する質問が可能。	して、地万事務所を 設置。	

中央労働委員会	あっせん、調停、仲裁や	公平な第三者として、労働関係の	委員会の下に	使用者又はその団	都道府県知事の所	基本的には
	不当労働行為に関する	公正な調整を行うことにより、紛争	事務局を設置。	体、労働組合その	轄の下に、地方労働	中央労働委
	審問、命令等を実施	の解決を図る。		他の関係者に対す	委員会を設置 (地方	員会と同様
				る調査が可能。	労働委員会にも事務	の事務を実
					局あり)	施
船員中央労働委	同上	同上	同上	同上	国土交通大臣の所	同上
員会					轄の下に船員地方労	
					働委員会を設置 (船	
					員地方労働委員会に	
					も事務局あり)	

審議会等(不服審査型、事案処理型、非営利法人関係)の例(国)

田版厶	_	1	•	非吕利法人民际人员的(国)			1	
	主管省	設置年	根拠法令	主な所掌事務	固有の事務局組	調査権限	地方にお	地方の業
					織		ける組織	務内容
公認会計	金融庁	H.16年	公認会計	・ <u>公認会計士等に対する懲戒処</u>	あり。	・日本公認会計士協会に対し、 <u>報</u>	規定なし	規定なし
士·監査		(従来か	士法	<u>分及び監査法人に対する処分に</u>	·局長(金融庁総	<u>告若しくは資料の提出</u> を求め、又		
審査会		ら存在し	(§ 35)	関する事項を調査審議すること	務企画局審議	はその事務所に <u>立ち入り</u> 、帳簿		
		ていた公		・公認会計士、監査法人等の業	官と併任)	書類等を <u>検査</u> すること		
		認 会 計		務及び日本公認会計士協会の事	総務試験室 定	・公認会計士、監査法人等に対		
		士 審 査		務の適正な運営を確保するため	員11人)	し <u>報告若しりは資料の提出</u> を求		
		会を改		行うべき行政処分等について内	審査検査室(定	め、又はその事務所等に <u>立ち入</u>		
		組)		閣総理大臣に勧告すること	員29人)	<u>リ</u> 、帳簿書類等を <u>検査</u> すること		
				・ <u>公認会計士試験</u> を行うこと				
				・ 不正の手段によって公認会計				
				士試験を受けた者等に対して、 <u>合</u>				
				格の決定を取り消し、又は試験を				
				<u>受けることを禁止</u> すること				
				・ 日本公認会計士協会による会				
				<u>員の業務状況に関する調査結果</u>				
				<u>の報告を受理</u> すること				
情報公開	内閣府	H.13年	行政機関	・ 開示決定等に係る不服申立て	あり	・諮問庁に対し、行政文書等の提	規定なし	規定なし
審査会			の保有す	があった場合における不服申立	・局長(他の職と	<u>示を求める</u> ことができる (諮問庁		
			る情報の	てに対する裁決又は決定をすべ	併任)	は拒むことができない)		
			公開に関	き行政機関の長からの諮問に応	·1課 <i>(</i> 総務課)	・不服申立てに係る事件に関し、		
			する法律	じた、不服申立てに対する調査審	·審査官(定員3	不服申立人、参加人又は諮問庁		
			(§21)	<u>議</u>	人)	に <u>意見書又は資料の提出を求め</u>		
						<u>る</u> こと、適当と認める者に知って		
						いる <u>事実を陳述させ又は鑑定を</u>		
						<u>求める</u> ことその他 <u>必要な調査</u> を		
						することができる。		

証券取引	金融庁	H.4年	金融庁設	・証券取引法等に基づく報告又	あり	・公益又は投資家保護のため必	規定なし	規定なし
等監視委			置法	は資料の徴求及び検査を行うこ		要かつ適当であると認めるとき	7,0,0	,,0,,2 0. 0
員会			(§6)	کر <u>ند با </u>	·次長(1名。他			
~~			(30)	・証券取引及び金融先物取引に	•	しくは財産に関する報告若しくは		
				係る犯則事件の調査に関するこ	・2課 総務検査			
				ک د <u>عتجری در این در در این در </u>	課、特別調査			
				・証券取引法等に基づき、検査	課)	等に立ち入り、その業務若しくは		
				又は犯則事件の調査を行った場	# <i>)</i>	財産の状況若しな帳簿書類そ		
				合において、必要があると認める		の他の物件を <u>検査</u> させ、若し く は		
				ときは、その結果に基づき、証券		関係者に質問させることができ		
				取引及び金融先物取引の公正を		<u></u> 5.		
				確保するため行うべき行政処分				
				その他の措置について内閣総理				
				大臣及び金融庁長官に勧告する				
				・勧告をした場合、内閣総理大臣				
				及び金融庁長官に対し、 <u>当該勧</u>				
				告に基づいてとった措置について				
				<u>報告を求める</u> こと				
				・証券取引等の検査及び犯則事				
				件の調査の結果に基づき、証券				
				取引又は金融先物取引の公正を				
				確保するために <u>必要と認められ</u>				
				る施策について、内閣総理大臣、				
				金融庁長官又は財務大臣に建議				
				すること				
関税等不	財務省	S.55年	財務省組	・関税の確定若しくは徴収に関す		規定なし	規定なし	規定なし
服審査会			織令	る処分又は滞納処分についての	(関税局業務課			
			(§ 65)	審査請求に関する事項について	が庶務担当)			
			関税等不	<u>審議</u> (財務大臣の付議に応じて				
			服審査令	審議)				

中央建設	国土交	S.31年	建設業法	・建設工事の請負事務に関する	なし	・仲裁を行う場合において必要が	都道府県	建設工事
工事紛争			(§ 25)	紛争について、 <u>あっせん</u> 調停及	(総合政策局建		建設工事	の請負事
審査会			,	び仲裁	設業課が庶務担	出により、相手方の所持する請	紛争審査	務に関す
					当)	負契約に関する文書等を提出さ		る紛争に
						 せることができる。相手方が正当		ついて、
						な理由な 〈文書等を提出しないと	県に設	あっせ
						きは、当該文書等に関する申立	置)	ん、調停
						人の主張を真実と認めることがで		及び仲裁
						さ る。		を行うこ
						・仲裁を行う場合において必要が		と (当事
						あると認めるときは <u>立入検査</u> が可		者の性質
						能。		によっ
								て、中央
								審査会と
								管轄を区
	=							分)
電波監理	総務省	S.27年	電波法	・電波法等の規定に定める諮問		・審理官は、異議申立人等の申	規定なし	規定なし
審議会			(§ 9902)	事項について審議答申し、必要	`			
				に応じて総務大臣に <u>勧告</u> すること				
				・電波法、放送法、電気通信役務	· · ·	めてその知っている事実を陳述さ		
				利用放送法等に基づく総務大臣				
				の処分に対する不服申立てにつ				
				いて審査及び議決をすること	が置かれ、審理			
				・電波監理審議会が適法に認定	手続を主宰)	立てにより又は職権で、書類その		
				した事実は、これを立証する実質		他の物件の所持人に対し、その		
				的な証拠があるときは、裁判所を		物件の提出を要求可能。		
				拘束。		・審理官は、異議申立人等の申		
						立てにより又は職権で、必要な場		
						所につき <u>検証</u> をすることが可能。		

宗教法人 審議会	文化庁	S.26年	宗教法人 法 (§71)	・宗教法人の規則、規則の変更、 解散の <u>認証</u> 、宗教法人に対する 報告徴収、事業停止命令、認証	宗務課が庶務担	規定なし	規定なし	規定なし
				取消し これらに係る不服申立て の際に、文部科学大臣の諮問を 受けて意見提出	当)			
社会保険審査会	厚生労働省	S.25年	社会では、法では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	・健康保険法§189、厚生年金保 険法§90、国民年金法§101の 規定による再審査請求及び健康 保険法§190、厚生年金保険法 §91の規定による <u>審査請求を処理</u> 理し、再審査請求又は審査請求 の容認又は棄却を裁決	<i>(</i> 保険局総務課 社会保険審査会 事務室が庶務担		審査官 (各地方 社会保険 事務局に 設置。定 員102人)	険法 §
運輸審議 会	国 土 交通省	S.24年	国土交通 省設置法 (§6)	鉄道及び軌道の上限運賃及び上限料金の設定又は変更、一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃及び上限料金の設定又は変更、混雑飛行場の運航許可等やこれらに係る不服申立てについて、国土交通大臣の諮問を受けて審議、勧告等	あり ・主席審理官 (1 名) 審理官(3名)等	・公務所又は関係事業者若しくは	規定なし	規定なし

国家行政組織法(昭和23年法律第120号)(抄)

(行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務)

- 第3条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。
- 2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。
- 3 省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。
- 4 (略)
- 第6条 委員会の長は、委員長とし、庁の長は、長官とする。

(内部部局)

第7条 (略)

- 2 (略)
- 3 庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。
- 4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。
- 5 庁、官房、局及び部(その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの(以下「実施庁」という。)並びにこれに置かれる官房及び部を除く。)には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを 定める。
- 6 (略)
- 7 委員会には、法律の定めるところにより、<u>事務局</u>を置くことができる。第3項から第5項までの規定は、事務局の内部組織について、これを準用 する。
- 8 委員会には、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、事務総局を置くことができる。 (審議会等)
- 第8条 第3条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、<u>重要事項に関する調査審議、不服審査</u> その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

第12条 (略)

- 2 (略)
- 3 省令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。
- 第13条 各委員会及び各庁の長官は、別に法律の定めるところにより、政令及び省令以外の規則その他の特別の命令を自ら発することができる。
- 2 前条第3項の規定は、前項の命令に、これを準用する。
- 第14条 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。
- 2 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達するため、<u>所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発</u> することができる。

第 15 条 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、 その必要性を明らかにした上で、<u>関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べる</u> ことができる。

(内部部局の職)

- 第 21 条 委員会の事務局並びに局、部、課及び課に準ずる室に、それぞれ事務局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。
- 2 (略)
- 3 局、部又は委員会の事務局には、次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。
- 4 官房、局若しくは部(実施庁に置かれる官房及び部を除く。)又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課(課に準ずる室を含む。)の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。(略)。
- 5 (略)

内閣府設置法(平成11年法律第89号)

第3章 組織

第3節 本府

第3款 審議会等

(設置)

第37条 (略)

- 2 前項に定めるもののほか、本府には、第4条第3項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査 審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関(次項において「審議会 等」という。)を置くことができる。
- 3 (略)

第5節 委員会及び庁

(設置)

- 第49条 内閣府には、その外局として、委員会(略)を置くことができる。
- 2 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会(略)には、特に必要がある場合においては、委員会(略)を置くことができる。
- 3 前二項の委員会(略)(以下それぞれ「委員会」(略)という。)の設置及び廃止は、法律で定める。

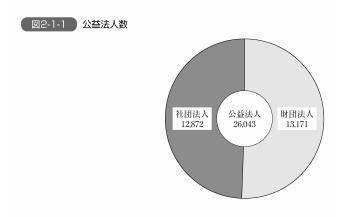
(委員会及び庁の長)

第50条 委員会の長は、委員長(略)とする。

(任務及び所掌事務)

- 第51条 委員会(略)の任務及びこれを達成するため必要となる所掌事務の範囲は、法律で定める。 (委員会の内部部局)
- 第52条 委員会には、法律の定めるところにより、事務局を置くことができる。
- 2 前項の事務局には、当該事務局の事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。
- 3 第1項の事務局並びに前項の官房及び部には、課及びこれに準ずる室を置くことができる。
- 4 第2項の官房及び部並びに前項の課及びこれに準ずる室の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。
- 5 委員会には、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、事務総局を置くことができる。 (長の権限等)
- 第58条 各委員会の委員長(略)は、その機関の事務を統括し、職員の服務について統督する。
- 2・3 (略)
- 4 各委員会(略)は、法律の定めるところにより、政令及び内閣府令以外の規則その他の特別の命令を自ら発することができる。
- 5 (略)
- 6 各委員会(略)は、その機関の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。
- 7 各委員会(略)は、その機関の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。
- 8 各委員会(略)は、その機関の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。

平成 15 年度公益法人に関する年次報告(総務省)(抄)[データは平成 14 年 10 月 1 日現在]



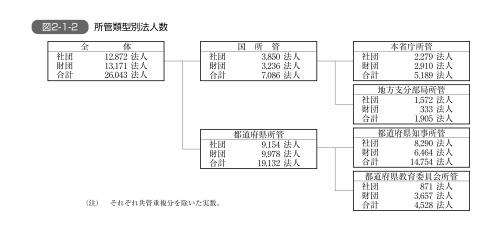


表2-1-3 所管官庁別法人数

〔総計〕

	_					延	数						実	数		
		/	社	寸	財	団	合	計	前年合計	社	団	財	寸	合	計	前年合計
玉	所	管		4,052	3	,513	7	,565	7,619	3	3,850	3	,236	7	,086	7,143
都追	鱼府県原	听管		9,161	10	,121	19	,282	19,367	S	,154	9	,978	19	,132	19,217
合		計	1	3,213	13	,634	26	,847	26,986	12	2,872	13	,171	26	,043	26,183

〔国所管〕

				本 省	ì F	<u></u>			地	方支	分部	局			í	当庁児	り合言	+	
		\	社 団	財	寸	合	計	社	寸	財	団	合	計	社	寸	財	寸	合	計
内	閣	府	39		46		85		_		_		_		39		46		85
警	察	庁	23		29		52		_		_		_		23		29		52
防	衛	庁	7		15		22		_		_		_		7		15		22
金	融	庁	39		17		56		90		3		93		129		20		149
総	務	省	82]	158		240		66		29		95		148		187		335
法	務	省	111		25		136		_		_		_		111		25		136
外	務	省	99]	136		235		_		_		_		99		136		235
財	務	省	21		44		65		641		2		643		662		46		708
文音	18科点	学 省	593	1,3	355	1,9	948		_		_		_		593	1,	355	1,	948
厚生	上 労 値	動省	296	4	170	,	766		342		150		492		638		620	1,	258
農材		童省	301]	171	4	472		_		_		_		301		171		472
経済		業 省	494	3	380		874		_		_		_		494		380		874
国土	二交词	通省	324	2	283	(607		443		149		592		766		432	1,	198
環	境	省	41		51		92		_		_		_		41		51		92
省	庁 合	計	2,279	2,9	910	5,	189	1,	572		333	1	,905	3,	,850	3,	236	7,	.086

⁽注) 省庁合計は、省庁間の共管を除いた実数。

(都道府県所管)

19,217	19,132	8,978	9,104	4,528	3,00/ (数。	8/1 を探いた状	が 対 対 大 の よ の よ の よ の よ の よ の よ の よ の に に の に の に の に に に に に に に に に に に に に	90 0,404 14,734 8/1 3 知事と教育委員会との共管を除いた実数。		海県 台町 8.2 海道権県別合計は、	100	£ 3
102	707	227	130	900	30	17	107	2 07	114) 2 3 3	36	Ŧ
332	332	20.I	100	9 9	00	2 1	257	3 8	gor		25 Est	H 4
208	209	118	TeT	42	35	-	7227	8 8	144		1.53	£ [3]
290	289	138	151	5 5%	28	, 10	252	Ξ	141	海	# #	K
269	268	131	137	51	45	6	217	88	131	洒	*	漂
335	329	162	167	45	40	O1	285	123	162	洒	靐	加
223	224	121	103	52	45	-1	177	81	96	洒	Œ	Ħ
661	661	379	282	170	149	21	491	230	261	洒	巫	ゴ
320	319	183	136	48	38	10	271	145	126	洒	知	歌
274	273	153	120	79	68	11	197	88	109	洒	蕊	簰
275	270	165	105	74	68	0.	198	99	99	洒	Ξ	碘
213	215	106	109	38	28	10	177	78	99	洒	æ	衞
424	419	206	213	87	72	15	332	134	198	洒	□	드
503	503	298	205	104	86	18	400	213	187	洒	TP-	环
432	431	247	184	98	87	11	334	161	173	洒	E	選
316	314	183	131	68	61	7	249	125	124	汩	強	哥
210	209	125	22	46	43	ω	165	22	81	細	長	į.
315	316	155	161	114	72	42	202	23	119	細	祭日	*
310	311	193	118	68	58	10	252	144	108	海	Þ	從
613	613	363	250	187	147	40	429	219	210	海	哥	冲
941	937	530	407	213	174	39	728	359	369	牵	翠	\times
526	528	338	190	200	182	18	332	160	172	幸	æ	汝
321	321	178	143	84	81	ట	244	104	140	洒	滩	፠
293	291	146	145	78	58	20	215	90	125	海	田	Ш
589	585	294	291	114	106	00	475	192	283	海	組	繈
610	608	206	402	246	70	176	365	136	229	洒	壓	華
369	368	195	173	80	70	10	292	129	163	海	中	雰
473	475	242	233	149	109	40	326	133	193	沍	墿	炑
226	226	115	111	52	44	8	176	73	103	狃	泄	₽
306	311	148	163	54	48	6	264	107	157	沍	#	諠
383	381	216	165	83	70	13	302	150	152	洒	Ξ	Н
286	285	154	131	61	58	ಬ	229	101	128	洒	⊨	卧
461	458	236	222	89	71	18	371	167	204	洒	鎚	弊
659	652	338	314	143	Ξ	32	519	236	283		※ 三	銮
913	900	480	420	315	258	57	603	239	364	共	沖	꾰
478	475	252	223	89	80	9	394	180	214	洒	絲	+
466	465	211	254	54	44	10	414	170	244	洒	ж	蕊
369	368	178	190	64	47	17	306	133	173	洒	3 ##	鞢
328	327	167	160	82	70	12	257	108	149	洒	×	慈
362	360	187	173	47	41	6	317	150	167	沍	英	*
405	400	226	174	90	83	~1	311	144	167	洒	TP	苗
355	355	193	162	130	115	15	229	82	147	洒	*	드
273	272	123	149	56	46	10	216	77	139	洒	⊞	柣
344	346	181	165	75	61	14	271	120	151	洒	裝	때
350	345	158	187	76	61	15	270	98	172	洒	44	ĎΈ
386	380	188	192	109	91	18	271	97	174	洒	茶	$\Xi_{jk}^{[i]}$
901	891	398	493	151	135	16	744	267	477	Ħ	滌	÷
前年合計	100	田畑	☆ 田	박	理	社 田	박	四	世田	<u>/</u>	/	
問副母獸器	单	都道府県別合計	直路	,	教育委員会	33		-	绐			Α
										CELIG	华 通析県所省	(E)

図2-1-4 法人数の推移

(法人数)

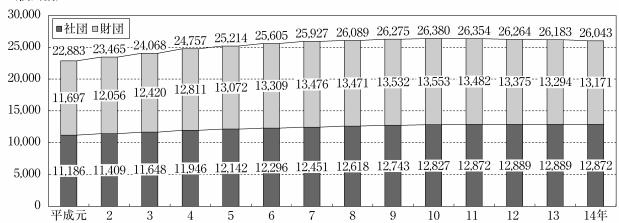


表2-1-6 新設法人数

		平成8年	平成 9 年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
	社団	46	28	28	29	17	19	15
国所管	財団	34	23	20	18	9	27	9
	合計	80	51	48	47	26	46	24
都道府	社団	160	138	101	82	72	90	82
県所管	財団	194	145	117	83	73	66	41
71077 6	合計	354	283	218	165	145	156	123
	社団	206	166	128	111	89	109	97
全 体	財団	228	166	137	101	82	93	50
	合計	434	332	265	212	171	202	147

表2-1-7 解散法人数

		平成 8 年	平成 9 年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
	社団	19	10	16	16	23	30	39
国所管	財団	170	14	15	22	21	32	39
	合計	189	24	31	38	44	62	78
都道府	社団	37	41	46	70	57	87	83
郵理府 県所管	財団	115	108	126	158	179	153	153
710/71 [合計	152	149	172	228	236	240	236
	社団	56	51	62	86	80	116	120
全 体	財団	285	121	141	180	200	183	192
	合計	341	172	203	266	280	299	312

註) 平成 14 年において解散した 312 法人を、解散事由から、 自主解散、 指導による解散、 設立許可取消、 合併・事業移転、 破産、 そ の他の 累計に分類すると、以下のとおり(P.29~30 より)。

自主解散: 170 法人(54.5%) 指導による解散: 5 法人(1.6%) 設立許可取消: 21 法人(6.7%) 合併・事業移転: 94 法人(30.1%) 破産: 2 法人(0.6%) その他: 20 法人(6.4%) 特定非営利活動促進法に基づく申請受理数および認証数、不認証数等(内閣府ウェブサイト http://www.npo-homepage.go.jp/data/pref.html より)<1998/12/01~2004/04/30 累計>

所轄庁名	受理数	認証数	不認証数	解散数	認証取消	所轄庁名	受理数	認証数	不認証数	解散数	認証取消
	(累計)	(累計)	(累計)	(累計)	数 (累計)		(累計)	(累計)	(累計)	(累計)	数 (累計)
北海道	657	613	0	5	0	京都府	451	424	0	3	0
青森県	113	100	0	2	0	大阪府	1459	1336	0	8	0
岩手県	147	136	0	1	0	兵庫県	589	537	2	8	0
宮城県	269	246	0	3	0	奈良県	123	108	0	2	0
秋田県	97	91	0	2	0	和歌山県	108	98	0	1	0
山形県	135	133	0	0	0	鳥取県	67	61	0	0	0
福島県	212	195	0	1	0	島根県	72	65	0	0	0
茨城県	214	199	0	1	0	岡山県	216	201	1	3	0
栃木県	200	186	0	2	0	広島県	268	250	1	5	0
群馬県	335	315	0	5	0	山口県	170	151	0	3	1
埼玉県	509	465	0	3	0	徳島県	82	70	0	0	0
千葉県	706	635	0	2	0	香川県	107	99	2	1	0
東京都	3667	3303	18	42	0	愛媛県	132	124	0	2	0
神奈川県	1050	967	0	9	0	高知県	113	110	0	2	0
新潟県	230	210	0	3	0	福岡県	571	513	1	13	0
富山県	94	83	0	0	0	佐賀県	94	85	0	0	0
石川県	126	119	0	1	0	長崎県	152	140	0	0	0
福井県	123	114	0	2	0	熊本県	211	188	1	0	0
山梨県	109	100	0	0	0	大分県	163	149	1	1	0
長野県	362	334	0	7	0	宮崎県	101	97	0	0	0
岐阜県	218	202	0	0	0	鹿児島県	126	114	0	0	0
静岡県	394	374	0	6	0	沖縄県	148	135	0	1	0
愛知県	528	491	0	4	0	都道府県計	16445	15062	28	161	1
三重県	247	228	1	6	0	内閣府	1653	1487	53	21	5
滋賀県	180	168	0	1	0	全国計	18098	16549	81	182	6

註 1) 定款変更による所轄庁の変更があった場合は、申請数、認証数ともに新たな所轄庁の欄へ移動。また、解散の場合には申請数、認証数ともに減算。

註2) 認証取消数(累計)は解散数(累計)の内数。

(3)地方における判断主体のあり方について

民法 (明治 29 年法律第 89 号)(抄)

第83条/2 本章二定メタル主務官庁ノ権限八政令ノ定ムル所二依リ其全部又八一部ヲ国ニ所属スル行政庁ニ委任スルコトヲ得

第83条ノ3 本章二定メタル主務官庁ノ権限二属スル事務八政令ノ定ムル所二依リ<u>都道府県ノ知事其他ノ執行機関二於テ其全部又八一部ヲ処理スル</u>コ トトスルコトヲ得

前項ノ場合二於テ主務官庁八政令ノ定ムル所二依リ法人二対スル監督上ノ命令又八設立許可ノ取消二付キ<u>都道府県ノ執行機関二対シ指示ヲ為ス</u>コトヲ得

第一項ノ場合二於テ主務官庁八<u>都道府県ノ執行機関ガ其事務ヲ処理スルニ当リテ依ルベキ基準</u>ヲ定ムルコトヲ得主務官庁ガ前項ノ基準ヲ定メタルトキハ之ヲ告示スルコトヲ要ス

公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令(平成4年政令第161号)(抄)

(都道府県知事等による事務の処理)

- 第1条 公益法人(民法第34条の規定により法人とされた社団又は財団及び民法施行法第19条第2項の規定による認可を受けた法人をいう。以下同じ。)又は民法第34条の許可を受けようとする社団若しくは財団(以下「公益法人等」と総称する。)であって<u>その行う事業が一の都道府県の区域内に限られるもの</u>(第3項に掲げるもの及び別表第1主務官庁欄に掲げる主務官庁の所管に係る公益法人等であってそれぞれ同表事項欄に定める事項を事業の目的とするものを除く。)に対する次に掲げる主務官庁の権限に属する事務は、当該都道府県の知事が行う。
 - 一 民法第1編第2章に定める権限
 - 二 民法施行法第 23 条第 1 項に定める解散の命令の権限及び同条第 2 項の場合における民法第 77 条第 3 項において準用する同条第 2 項に定める届 出の受理の権限
 - 三 破産法第311条第1項(同法第348条において準用する場合を含む。)に規定する権限
 - 四 民事再生法(平成11年法律第225号)第173条第1項に規定する権限
- 2・3 (略)

(地方支分部局の長への委任)

- 第2条 別表第2主務官庁欄に掲げる主務官庁の前条第1項各号に掲げる権限(同項の規定により当該権限に属する事務を都道府県の知事が行うものを除く。)で、同表事項欄に定める事項を事業の目的とし、かつ、その行う事業が同表区域欄に定める区域内に限られる公益法人等に対するものは、それぞれ同表機関欄に定める機関に委任する。
- 2 · 3 (略)

(都道府県知事等に対する主務官庁の指示)

第3条 主務官庁は、第1条第1項各号に掲げる権限に属する事務を行う都道府県の知事又は教育委員会(以下「都道府県知事等」という。)が民法 第67条第2項の規定による公益法人の業務の停止を命ずる処分又は同法第71条若しくは民法施行法第23条第1項の規定による処分をしないことが 著しく公益を害するおそれがあると認めるときは、当該都道府県知事等に対し、これらの規定による処分をすべきことを指示することができる。

都道府県の知事その他の執行機関が公益法人及び公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務を処理するに当たりよるべき基準(平成 12 年 3 月 31 日総理府、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、労働省、建設省、自治省告示第 1 号)

民法(明治 29 年法律第 89 号) 第 83 条 / 3 第 3 項及び信託法(大正 11 年法律第 62 号) 第 75 条第 2 項の規定に基づき、都道府県の知事その他の執行機関が公益法人及び公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務を処理するに当たりよるべき基準を次のように定め、平成 12 年 4 月 1 日から施行することとしたので、告示する。

- 第1 都道府県の知事その他の執行機関(以下「都道府県知事等」という。)が公益法人及び公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務を処理するに当たっては、次の各号に掲げる閣議決定等によるものとする。なお、第1号に掲げる「公益法人会計基準(改正)について」中「主務官庁」とあるのは「都道府県の知事その他の執行機関」と、第2号に掲げる「休眠法人の整理に関する統一的基準」中「主務官庁」及び「各府省大臣」とあるのは「都道府県の知事その他の執行機関」と読み替えるものとする。
 - 1 公益法人会計基準(改正)について(昭和60年9月17日公益法人指導監督連絡会議決定)
 - 2 休眠法人の整理に関する統一的基準(昭和60年9月17日公益法人指導監督連絡会議決定)
 - 3 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について(平成 8 年 9 月 20 日閣議決定。ただ し「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」に関する部分を除く。)
 - 4 「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」について(平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)
 - 5 「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」について(平成 10 年 12 月 4 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)
 - 6 公益信託の引受け許可審査基準等について(平成6年9月13日公益法人等指導監督連絡会議決定)
- 第2 所管公益法人の提出書類の範囲及び提出期限

都道府県知事等が公益法人(民法第 34 条の許可を受けようとする社団又は財団を含む。)に提出を義務付ける書類の範囲及び提出期限は、次のとおりとする。

- 1 設立許可申請書の添付書類
- (1) 設立趣意書
- (2) 定款又は寄附行為
- (3) 財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類
- (4) 財産の権利及び価格を証する書類
- (5) 当該年度及び翌年度の事業計画書
- (6) 当該年度及び翌年度の収支予算書
- (7) 設立者及び役員となるべき者の住所、氏名、略歴を記載した書類及び役員就任承諾書

- (8) 社員名簿(社団の場合のみ)
- (9) 創立総会議事録等設立を証する書類
- (10) 現に目的とする事業を行っているときは、その概要及び収支決算書
- (11) 行政庁の許可、認可等を要する事業があるときは、これを証する書類
- (12) 代表者又は代理人を定めたときは、その権限を証する書類
- 2 定款又は寄附行為の変更認可申請書の添付書類
- (1) 定款又は寄附行為の変更案
- (2) 定款又は寄附行為を変更する理由を記載した書類
- (3) 定款又は寄附行為に定める変更の手続を経たことを証する書類
- 3 事業報告等の提出書類
- (1) 事業年度終了後に提出する書類
 - ア 事業報告書
 - イ 収支決算書(収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書)
 - ウ 当該年度末の財産目録
 - エ 当該年度末の社員名簿及び当該年度末の異動状況報告書(社団の場合のみ)
- (2) 翌年度の事業に関し提出する書類
 - ア 事業計画書
 - イ 収支予算書
- 4 残余財産処分許可申請書の添付書類
- (1) 残余財産処分に関する決議録
- (2) 残余財産処分の方法及びその理由に関する書類
- (3) 処分すべき財産の種類及び価格を証する書類
- 5 書類の提出期限
- (1) 法人設立登記の届出及び登記事項の変更の届出については、遅滞なく
- (2) 監事異動の届出 (新任退任を含む。)については、遅滞なく
- (3) 事業年度終了後に提出する書類については、当該事業年度終了後3月以内

平成 15 年度公益法人に関する年次報告(総務省)(抄)

表 1-3-1 都道府県知事等による事務の処理等

(1) 都道府県知事等による事務の処理

	2142	HT-4-C = 0 T-10-7-XSE
府省名		知事等が処理している (又はしていない) 事務
内閣府	\triangle	金融庁の所掌事務のうち、他の法令の規定により都道将県知事が行うものに関するものは知事
総務省	\triangle	情報通信政策局、総合通信基盤局、郵政行政局の事務に関するものは本省
法務省	×	
外務省	Δ	特定の国若しくは本邦外の地域若しくは都市又は特定の国際機関を対象とするものは本省
財務省	Δ	財務省の所掌事務のうち、他の法令の規定により都道府県知事が行うこととされているものに 関するものは知事
文 部 科学省	Δ	以下に掲げる事項を事業の目的とするものは本省 ・大学又は高等専門学校の設置の準備又は維持経営の後援等 ・社会教育法第51条の規定により文部科学大臣が認定する通信教育 ・宗教法人法第5条第2項の規定により文部科学大臣を所轄庁とする宗教法人の連絡提携
厚 生 労働省	Δ	・都道府県労働局の所掌事務のうち、(注) 2. に掲げるものに関するものは都道府県労働局 ・地方社会保険事務局の所掌に関連するものは地方社会保険事務局
農 林 水産省	0	
稻 済 産業省	Δ	以下に掲げる事項を事業の目的とするものは本省 ・商工会議所の行う事業の連絡調整 ・電気事業法第57条の2第1項の規定により一般用電気工作物において使用する電気を供給す る者の委託を受けて行う一般用電気工作物の調査 ・電気事業法第38条第4項に定める自家用電気工作物について、その設置者の委託を受けて行 う保安に関する業務に係る技術の向上
国 土 交通省	Δ	以下に掲げる事項を事業の目的とするものは本省 ・地方運輸局又は地方航空局の所掌事務に関連する事項 (国際観光以外の観光の振興に係るも のを除く。) ・船員労働委員会、気象庁、海上保安庁又は海難審判庁の所掌事務に関連する事項
環境省	0	

- (注) 1. 都道府界知事等による事務の処理については、「○:全部を処理」、「△:一部を処理」、「×:処理せず」である。
 - 2. イ 労働基準法、労働者災害補償保険法、職業安定法、最低賃金法、じん動法、監鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別結盟法、労働保険和の保険料の徴収等に関する法律、家内労働法、労働保険特別会計法、労働安全衛生法、厚用保険法、作業環境制定法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働者派遣事業の確定を運営の確保及び派遣労働者の債業条件の整備等に関する法律(第3章第4節の規定に限る。)又は労働時間の短額の促進に関する臨時結盟法の施行に関する事務[雇用保険法施行令第1条第1項に関げる事務を除く。)に関連する事項
 - ロ 労働館率の増進、労働者の福利厚生又は賃金その権の労働条件若しくは労働者生計費に関する統計の作成に関する事務に関連する事項

(2) 地方支分部局の長への委任

府省名			委	任	模	関		
内閣府	ાં	才務局長、福岡財務支局長						
総務省	ा ह	8合通信局長、沖縄整合通信	事務所去	Ę				
法務省	0.8	也方更生保護委員会						
財務省	\circ	身務局長、福岡財務支局長、和	税関長、	国税局長				
厚 生 労働省	ं	8 道府県労働局長、地方社会	保険事務	等局長				
農 林 水産省	×							
稻 済 産業省	×							
国 土 交通省	O #	也方整備局長、地方運輸局長、	, 神戸炎	E輸監理部	長、地	方航空局長、管区	海上保安本部長	

⁽注)地方支分部周の長への委任については、「○:委任あり」、「×:委任なし」である。「○」を付した官庁は、その行う事業がそれぞれの地方支分部局の管轄区域内に限られるものについて委任している。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)(抄)

(所轄庁)

- 第9条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その事務所が所在する都道府県の知事とする。
- 2 特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものにあっては、その所轄庁は、<u>前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣</u>と する。

地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)(抄)

- 第3 必置規制の見直しと国の地方出先機関の在り方
 - 1 必置規制の見直し

必置規制については、<u>地方公共団体の自主組織権を尊重し</u>、行政の総合化・効率化を進めるため、具体的には、別紙4に掲げる措置を講ずることとする。また、法律又はこれに基づく政令に拠る必置規制にあっては(1)の原則に沿って見直し、必要最小限のものにとどめることとし、法律又はこれに基づく政令に拠らない必置規制にあっては(2)の措置を講ずることとする。

- (1) 法律又はこれに基づく政令に拠る必置規制の見直し
 - イ 行政機関・組織・施設に関する必置規制

(ア) (略)

- (イ) 各地方公共団体が、地域の多様な行政需要に応じつつ、各地域の地理的条件や社会経済的条件の下で最適なサービスの供給体制を組織することができるよう、<u>行政機関等の設置単位についての一律の規制は廃止し、必要がある場合には、技術的助言として標準的なものを示す</u>にとどめることとする。
- (ウ) (略)
- ウ 審議会等附属機関に関する必置規制

地方公共団体がその自己決定権を十分に発揮するためには、その政策の企画立案に際して、住民や有識者、各種団体の関係者等の意見を反映することがますます重要となるが、国が法令により個別の行政分野毎に審議会等の設置を義務付けることは、地方公共団体における総合的な政策決定を損なうおそれがあることから、できる限り弾力的なものとするとともに、類似の審議会等との統合も可能となるようにする。(ア)・(イ)(略)

(ウ) <u>委員の構成・数・任期・選任手続等については、原則として、地方公共団体が条例で定めることとし、法律又はこれに基づく政令で規制</u>を行う場合にも、審議会等における審議の公正・専門性を確保するため、必要最小限度にとどめるものとする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)(抄)

第1編 総則

第2条 (略)

~ (略)

この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

- 一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの(以下「第一号法定受託事務」という。)
- 二 (略)
- ~ (略)

法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性 に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。

~ (略)

第2編 普通地方公共団体

第7章 執行機関

第1節 通則

第 138 条の 4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限 に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、<u>執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、</u> 審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。